

会則改定提案書

現 状

- 2019年度、2020年度、2021年度の3年間に会則の大幅な改定が行われている。
- 当時の状況においては細かい規定を盛り込むことで自治会の運営がスムーズに行われていたと思われるが、評議員のメンバー構成によっては会則通りの運営が不可能な場合もあり、2023年度は会則に沿わない形での運営となった。（特に会長、副会長職について。）
- 運用について会則で細かく規定されている。

課 題

個人の価値観やライフスタイルが多様化している中で、細かい規定は自治会運営の妨げとなる場合がある。

改善対策案

- 時代の変化や評議員のメンバー構成によって妨げられることのない会則に改定。最低限の内容にとどめ、その年の評議員メンバーの状況に合わせて運営できるようにする。
 - 自治会運営の要となる三役部長の任期や選出方法の見直し。会長、副会長の職務についての見直し。
 - 運用に関しては、状況に応じて会則とは別に規定する。
- ※別紙：菱沼小和田自治会会則（案）

実施スケジュール

現行の会則に基づき、12/9(土)臨時総会を開催。評議員の2/3以上（委任状を含む）の出席で成立、出席者の過半数をもって議する。 ※会則第6章